

令和8（2026）年度

栃木県職員採用選考候補者選定試験〔児童自立支援専門員〕受験案内

栃木県保健福祉部保健福祉課
宇都宮市塙田1-1-20（県庁本館4階）
Tel 028-623-3080



試験日：10月3日（土）

受付期間：8月12日（水）午前8時30分～9月16日（水）午後5時15分

申込方法：インターネット申込み

試験会場：栃木県庁研修館

1 職種、採用予定者数、受験資格、主な勤務場所

職 種	採用予定者数	受 験 資 格	職務内容
児童自立支援専門員	1名程度	平成4（1992）年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格要件（別紙参照）を満たす人又は令和9（2027）年3月31日までに資格要件を満たす見込みの人	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務、児童相談所における児童福祉司の業務等

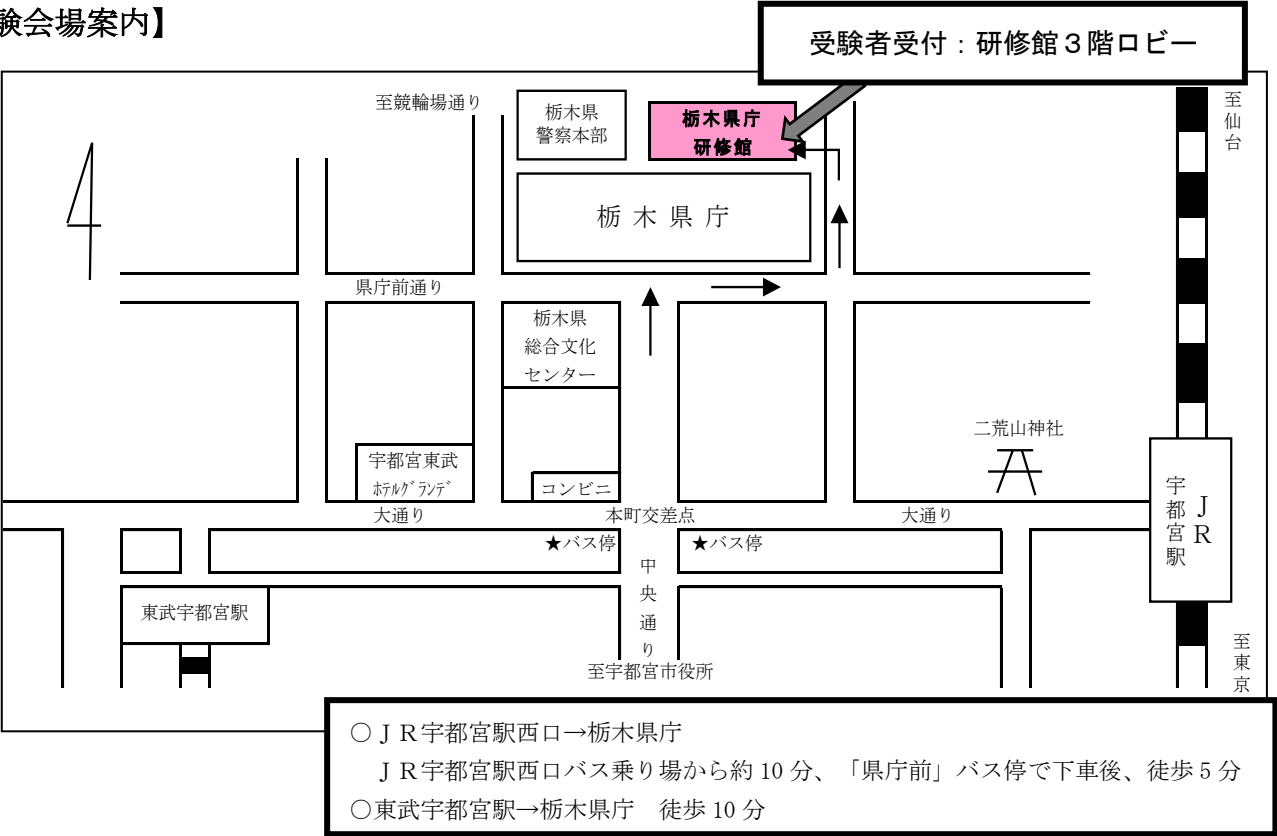
- 採用予定者数は、欠員の状況等により変更する場合があります。
 - 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

2 試験の日時、場所及び選考候補者発表

試験日	時間	場 所	選考候補者発表
令和8（2026）年10月3日（土）	受付 9:00～9:30 説明 9:45～10:00 論文試験 10:00～11:30 （休憩） 口述試験 12:30～	栃木県庁研修館 【受付場所】 栃木県庁研修館 3Fロビー	各試験日のおおむね1か月後（予定）に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 また、 <u>選考候補者にのみ</u> 書面で通知します。

※ 口述試験は、受験番号順に行いますので、終了時刻は受験者によって異なります。

【試験会場案内】



- ・試験当日は、必ず最初に栃木県庁研修館3階ロビーで受付を済ませてください。
 - ・試験会場には駐車できません。公共交通機関をご利用ください。
- また、試験会場、周辺路上及び商業施設等での駐停車による送迎は、近隣への迷惑となりますので、固く禁じます。

3 試験の種目、内容及び配点

種 目 (配点)	方 法		試験時間	内 容
論文試験 (100点)	記述式	1,100字程度	90分	社会福祉に関する専門的知識や公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による筆記試験を行います。 前回試験の課題は別表のとおりです。
口述試験 (350点)	主として人物について個別面接試験を行います。(約30分)			
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。			

※ 選考候補者は、総合得点の高い順に決定します。
ただし、論文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、これらの合格基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

〔別表〕論文試験 前回試験（平成28年度）の課題

出 題 内 容
栃木県那須学園の基本理念は「全ては子どもの最善の利益のために」としている。あなたが児童自立支援施設における「児童の最善の利益」と考える支援はどのようなものか。 また、児童自立支援専門員としてそのためにどのように実践したいと考えるか、具体的に述べなさい。

4 最終合格から採用まで

選考候補者については、栃木県人事委員会における選考手続きを経て最終合格が決定します。
最終合格者は、令和9(2027)年4月1日採用予定です。
なお、受験資格に定める期日までに必要とされる資格や免許を取得できない場合又は有することができない場合には、採用されません。
令和8(2026)年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業

務に従事する職員については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、文書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

5 給 与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は247,104円です。（4年制大学卒、地域手当4%（県内勤務の場合）を含んだ金額です。）

なお、上位の学歴又は一定の職歴等を有する人には、この金額に一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.65か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

なお、給料月額は60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

6 受験手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は8月19日（水）正午まで栃木県保健福祉部保健福祉課（028-623-3080）にお問い合わせください。）

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

申込方法	・栃木県人事委員会事務局のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 ※「テストセンター方式以外の試験・考査」の記載を御確認ください。 ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがなされていませんので、すみやかに栃木県保健福祉部保健福祉課（TEL028-623-3080）まで電話でお問い合わせください。	
受付期間 留意事項	・受付期間は、次のとおりです。 8月12日（水）8時30分～9月16日（水）17時15分（受信有効） ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込ができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	
受験票の 作成	・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県保健福祉部保健福祉課に電話でお問い合わせください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、試験当日に持参してください。	
面接カード の提出	・申込の終了後、「口述試験 面接カード」様式をダウンロードすることが可能になります。 ・A4サイズの用紙に両面印刷後、手書きで記入し、9月18日（金）までに郵送してください（※同日付消印有効）。 【郵送先】 320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県保健福祉部保健福祉課 宛て ・封筒の表に「栃木県職員（児童自立支援専門員）採用選考候補者選定試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず記入してください。 ・申込書等は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。いわゆる「メール便」による申込の場合には受付できません。 ・なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。	
試験当日の 提出書類	・試験当日には、受験資格を有することを証明する書類（別紙参照）を持参し、受付の際に提出してください。	

7 試験結果の情報提供

試験の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県保健福祉部保健福祉課にお越しください。電話、はがき等による申出はできません。（棄権者は申出できません。論文試験を受験しても口述試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

申出のできる人	提供期間	提供する内容	提供場所
試験受験者	選考候補者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	栃木県保健福祉部 保健福祉課 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)

(参考) 平成28(2016)年度栃木県職員〔児童自立支援専門員〕採用選考候補者選定試験実施状況

受験者数	合格者数	最終倍率
3名	2名	1.5倍

(注意事項)

- 試験会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- 試験当日には以下のものを持参してください。
受験票、鉛筆又はシャープペンシル（芯はHB以上の濃いもの）、消しゴム、時計（計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。）、昼食
- 試験会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 受付時間に遅れた場合は受験できません。ただし、鉄道の遅れにより、やむを得ず会場への到着が遅れる場合には電話連絡してください。（これ以外の理由による電話連絡は御遠慮ください。）
[栃木県保健福祉部保健福祉課 090-8700-7652]
- 試験実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、試験日程等を急きょ変更する場合は、栃木県保健福祉部保健福祉課ホームページにも掲載します。



1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 二の二 精神保健福祉士の資格を有する者
- 二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が三年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が三年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が三年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は三年以上教員としてその職務に従事したもの

（※）

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 受験資格を有することを証明する書類

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条各号のいずれかに該当すること又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みであることを証明する書類を提出すること。

（1）第1号～第2号該当者

資格を証明する書類の写し 1部（医師免許証の写し 等）

（2）第3号該当者

児童自立支援専門員の養成施設等の卒業証明書又は卒業見込み証明書 1部

（3）第4号～第8号該当者

- ・各号で定める課程等を履修したことが分かる卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書 1部
- ・各号で定める課程等を履修したことが分かる履修科目証明書又は成績証明書 1部
- ・児童自立支援事業等、各号で定める事業又は職務への従事証明書 1部
- ・教諭普通免許状の写し 1部（第8号該当者のみ）